

議会運営委員会及び議会広報編集委員会等合同視察 報告書  
〈議会運営委員会所管分〉

平成26年2月25日

富士見町議会  
議長 織田 昭 雄 様

議会運営委員会  
委員長 小 林 市 子

平成25年12月定例会において議決された議員派遣の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査期間 平成26年2月12日(水)～13日(木)
2. 調査場所 三重県鳥羽市議会  
三重県明和町議会
3. 調査次項 (1) ICTを活用した議会運営について (三重県鳥羽市議会)  
(2) 「開かれた議会を目指す」議会運営の取り組みについて  
(三重県明和町議会)
4. 参加者 議会運営委員5名、議長、副議長、議会広報編集委員4名  
事務局1名 計12名

以下、議会運営委員会の所管に関する三重県明和町議会での「開かれた議会を目指す」議会運営の取り組みについての視察結果を報告します。

——— 明和町議会の「開かれた議会を目指す」議会運営の取り組み ———

【1】視察目的

今、地方議会改革が進んでいる。住民と共に歩む協働型議会の実現に向け、「地方自治を担う議会改革」のうねりが、全国の自治体議会を高まっている。富士見町議会においても平成16年5月に議会改革検討実行委員会が設置され、具体的な取り組みが

スタートして10年の歳月が流れた。

この間議員の改選などもあったが、議会報告会の開催、町内各種団体との意見交換会などを開催、「町民に開かれた議会」を目指しての模索が続いている。議会改革の規範とされる「議会基本条例の制定」などが当面の活動目標とされるが、着実に歩みを進めるため、同課題を持つ明和町議会との情報・意見交換を行った。

## 【2】明和町の概要

明和町は、三重県南部に位置し、地形は平野が多く、数多くの遺跡や古墳が発見されている古い歴史が残っている町である。

人口は約 23,000 人、農業と漁業が主な産業である。伊勢市と松阪市に隣接し、両方のベッドタウン的要素があるため人口は増加を続けてきたが、近年は微減、高齢化も緩やかに始まっているとのこと。伊勢神宮のゆかりの地として古くから発展し、現在でも祭りや神事、伝統行事が継承されている。

明和町議会は、議員定数14人、議員平均年齢60.6歳、常任委員会2、特別委員会1、議会運営委員会が設置されている。

## 【3】明和町議会の「開かれた議会」を目指す取り組み

### ①議会報告会の開催

明和町議会としては初の議会報告会を、昨年10月17日から11月10日にかけて町内5会場で開催した。延べ95人の町民が参加した。

○報告内容は、議会活動・審議状況（議会報告、質疑応答、意見・提言）を主体とする。

○議員個人の見解を述べない。

○報告会の時間は、概ね90分程度。

○結果報告については、整理した後議長に提出するとともに、重要なものは議長から町長に文書で提出した。

○会場で参加した町民にアンケートを実施した結果では、50歳以上の町民が68%、30歳以下は参加者なし、性別では男性94%。報告会の内容について「分かりやすかった」と答えた人は30%にとどまった。

○同町議会としては、今後も年1回議会報告会開催すること原則とする。

### ②一般質問について

平成13年3月議会より一般質問に質問回数撤廃と時間制限を導入。質問40分、答弁40分、一問一答方式採用。メリットとして、質問・答弁が明確にできる・

答弁漏れがなくなる・質問と答弁がよくかみあうなどがあげられる。

### ③休日・夜間議会の開催について

平成11年6月の定例会より、日曜議会を開催。町民から「日曜に議会を開いて」との要望があり、理事者からの申し入れを受け実施した。しかし、傍聴者の減少により現在は見合わせている。

### ④反問権（確認権）の運用について

明和町議会では、平成25年9月議会から課長以上に反問権の行使を認めている。これも議会改革の一環であるが、その運用については次の通り。

#### ○反問権を行使する場合の手順

1. 反問権を行使する者は挙手し、議長若しくは委員長から指名を受ける。
2. 指名を受けた後、趣旨を確認したい部分を議長等に告げ、許可を得る。
3. 確認の許可を得た後、議員若しくは委員に質問の趣旨を確認する。
4. 議員は、確認に対する回答をした後、回答の終了を表明する。

#### ○確認における質疑等の取り扱い

1. 確認に対する議員の回答については、これを質疑の回数に含めない。
2. 一般質問において確認及び確認に対する議員の回答については、これを質問時間に含める。

#### 〈富士見町議会においては〉

富士見町議会でも、議会会議規則第51条の2において町長等の反問を認めている。条文では「議員の質問に対して論点整理に必要な場合に限り、議長の許可を得て反問することができる」とされている。昨年の9月定例議会の一般質問で、町長が反問権を行使したケースがある。

参考：自治体改革フォーラムの調べによると、全国町村議会839のうち、何らかの形で首長に反問を認めているのは約15%にとどまっている。

明和町議会では、議会報告会でいただいた貴重な意見や提言を今後のまちづくりの参考とし、開かれた議会を目指していく考えである。



H26.2.13 明和町役場にて

#### 【4】富士見町議会の今後の課題

今回の視察では、両町の議会が抱えている問題や課題に共通点が多くあった。住民に議会の活動を知っていただき住民からの声を議会活動に反映させるための施策、議会の機能をより発揮できる議会運営等、明和町議会の運営や議会報告会等を参考にしながら、住民に開かれた富士見町議会を目指す改革を進めていきたい。

〈文責 小池博之〉